

別紙 SG-A 2 「シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 SG-A2</p> <p style="text-align: right;">（作成日）令和元年5月31日 （最終改正日）<u>令和2年9月30日</u></p> <p style="text-align: center;">シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱</p> <p>1 目的</p> <p>この要綱は、シンガポール向け輸出食肉製品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第5条に基づく衛生証明書の発行、第14条に基づく適合施設の認定<u>及び</u>第19条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。</p> <p>2 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱の2に掲げられた用語（(14)及び(15)を除く。）については、同要綱の定義を用いる。</p> <p>(1) 「食肉製品」とは、原料に含まれる肉が牛肉、豚肉又は<u>家きん肉（鶏、あひる又は七面鳥の肉に限る。）</u>のみであり、それらが5%以上含まれている製品をいう。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(4) 「<u>家きん肉製品</u>」とは、原料に含まれる食肉が家きん肉のみであり、かつ、それが5%以上含まれている製品のうち、3（5）に掲げる要件を満たすものをいう。</p>	<p>別紙 SG-A2</p> <p style="text-align: right;">（作成日）令和元年5月31日 （最終改正日）<u>令和2年5月11日</u></p> <p style="text-align: center;">シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱</p> <p>1 目的</p> <p>この要綱は、シンガポール向け輸出食肉製品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第5条に基づく衛生証明書の発行、第14条に基づく適合施設の認定、<u>第19条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるとともに、あわせて、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第45条第3項に基づく輸出検疫証明書の発行に関する手続を定めるものである。</u></p> <p>2 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱の2に掲げられた用語（(14)及び(15)を除く。）については、同要綱の定義を用いる。</p> <p>(1) 「食肉製品」とは、原料に含まれる肉が牛肉又は豚肉のみであり、それが5%以上含まれている製品をいう。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(新設)</p>

(5) 「シンガポール向け輸出食肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される食肉製品をいう。

(6) 「シンガポール向け輸出牛肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される牛肉製品をいう。

(7) 「シンガポール向け輸出豚肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される豚肉製品をいう。

(8) 「シンガポール向け輸出家きん肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される家きん肉製品をいう。

(9) 「都道府県等」とは、都道府県、特別区又は保健所設置市をいう。

(10) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、特別区長又は保健所設置市長をいう。

(11) 「食鳥処理場等」とは、食鳥処理場又は食肉処理施設をいう。

(12) 「認定食鳥処理場等」とは、「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」の3(5)に基づく認定施設をいう。

3 輸出要件

(1) 国

① (略)

② シンガポール向け輸出豚肉製品

以下の要件を満たすこと。

ア 以下のいずれかを満たすこと。

(ア) 我が国が、と畜日及び輸出日前から3か月間、アフリカ豚熱清浄国であること。また、我が国が、OIEによって、と畜日及び輸出日前3か月間、口蹄疫に関してワクチン非接種清浄国として認められていること。

(イ) (略)

イ 以下のいずれかを満たすこと。

(4) 「シンガポール向け輸出食肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される食肉製品をいう。

(5) 「シンガポール向け輸出牛肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される牛肉製品をいう。

(6) 「シンガポール向け輸出豚肉製品」とは、シンガポール向けに輸出される豚肉製品をいう。

(新設)

(7) 「都道府県等」とは、都道府県、特別区又は保健所設置市をいう。

(8) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、特別区長又は保健所設置市長をいう。

(新設)

(新設)

3 輸出要件

(1) 国

① (略)

② シンガポール向け輸出豚肉製品

以下の要件を満たすこと。

ア 以下のいずれかを満たすこと。

(ア) 我が国が、と畜日及び輸出日前から6か月間、アフリカ豚熱及び豚水胞病清浄国であること。また、我が国が、OIEによって、と畜日及び輸出前6か月間、口蹄疫に関してワクチン非接種清浄国として認められていること。

(イ) (略)

イ 以下のいずれかを満たすこと。

(ア) 我が国が、と畜日及び輸出日前から3か月間、豚熱清浄国であること。

(イ)・(ウ) (略)

③ シンガポール向け輸出家きん肉製品

以下の要件を満たすこと。

ア 我が国において、高病原性鳥インフルエンザ（本要綱において「HPAI」という。）若しくは低病原性鳥インフルエンザ（本要綱において「LPAI」という。）のH5若しくはH7型が家畜伝染病予防法第12条の2に基づく通報対象疾病であること。

イ 我が国が、輸出日前3か月間、HPAI及びLPAIのH5及びH7型の清浄国であること。または、HPAIまたはLPAIのH5及びH7型の発生時には、以下のいずれかであること。

(ア) 当該製品に対し、OIE基準に基づく鳥インフルエンザウイルスを不活化する加熱処理が十分なされていること。

(イ) 疾病発生の影響を受けていない都道府県に由来する家きんから得られた家きん肉製品であること。

ウ 我が国において、鳥インフルエンザワクチン接種が行われていないこと。

(2) 農場

シンガポール向け輸出食肉製品の由来となる動物を飼養する日本国内の農場は、以下の要件を満たすこと。

① 日本国内で処理された原料食肉を使用し、シンガポール向け食肉製品を製造する場合は、食肉製品の原料となる食肉の由来となる動物が、日本で生まれ、かつ、飼養されていること。

② (略)

(3) (略)

(4) 原料食肉

シンガポールへ輸出する食肉製品の原料として使用する食肉は、以下のいずれかであること。

(ア) 我が国が、と畜日及び輸出日前から6か月間、豚熱清浄国であること。

(イ)・(ウ) (略)

(新設)

(2) 農場

シンガポール向け輸出食肉製品の由来となる動物を飼養する農場は、以下の要件を満たすこと。

① 食肉製品の原料となる食肉の由来となる動物が、日本で生まれ、かつ、飼養されていること。

② (略)

(3) (略)

(新設)

① 日本国内で処理された食肉を原料としてシンガポール向け輸出食肉製品を製造する場合

国内の認定と畜場等又は認定食鳥処理場等で処理された食肉以外の肉は含まないこと。

② 輸入した食肉を原料としてシンガポール向け輸出食肉製品を製造する場合

シンガポールへ食肉の輸出が認められている施設由来の食肉であること。また、当該食肉が処理された国・地域又は施設が、シンガポール向け輸出食肉製品の製造日より前にシンガポール食品庁（本要綱において「SFA」という。）により輸出停止措置を受けていないこと。なお、SFA が輸入を認めている施設及び SFA による輸出停止措置を受けている施設の情報については、次に掲げる SFA のホームページに掲載されている。SFA が第 3 国による施設の管理を認めている国の施設については、記載されている当該第 3 国のホームページへのリンクを参照し、確認すること。

<https://www.sfa.gov.sg/newsroom>

<https://www.sfa.gov.sg/tools-and-resources/accredited-overseas-meat-and-egg-processing-establishment>

(5) 家きん肉製品

F 値 = 3 若しくは同等以上の加熱殺菌処理がされているレトルト製品又は缶詰製品であること。

4 (略)

5 認定後の事務

(1) シンガポール向け輸出食肉製品の食肉衛生証明書の発行手続

① 原料食肉の証明

(新設)

4 (略)

5 認定後の事務

(1) シンガポール向け輸出食肉製品の食肉衛生証明書の発行手続について

(新設)

ア 日本国内で処理された食肉を原料として使用し、シンガポール向け食肉製品を製造する場合は、以下により原料食肉証明書（牛肉にあつては別紙様式3-1、豚肉にあつては別紙様式3-2、家きん肉にあつては別紙様式3-3）の発行を申請すること。

(ア) シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめ原料食肉を処理する者に対し、原料食肉証明書の原本の提出を依頼すること。なお、豚肉の原料食肉証明書（別紙様式3-2）の発行については、あらかじめ家畜保健衛生所から発行された確認書（SG-A1「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」の別紙様式4）の添付が必要であることに留意すること。なお、電子メールによる申請を行う場合にあつては、別添2によるものとする。

(イ) 依頼を受けた者は、牛肉にあつては別紙様式4-1、豚肉にあつては別紙様式4-2、家きん肉にあつては別紙様式4-3により、当該食肉を処理する認定と畜場等又は認定食鳥処理場等を管轄する食肉衛生検査所等に対して、原料食肉証明書の発行を依頼すること。

(ウ) 食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の出荷時に牛肉にあつては別紙様式3-1、豚肉にあつては別紙様式3-2、家きん肉にあつては別紙様式3-3により、原料食肉証明書を発行する。当該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の複写を食肉衛生検査所等に保管すること。

(エ) 申請者は、交付された原料食肉証明書に対応する食肉について、認定施設への輸送途中に封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

(新設)

① シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめシンガポールへ輸出する食肉製品の原料として使用する食肉（本要綱において「原料食肉」という。）を製造する者に対し、当該原料食肉に係る証明書（牛肉にあつては別紙様式3-1、豚肉にあつては別紙様式3-2。本要綱において「原料食肉証明書」という。）の原本の提出を依頼すること。なお、豚肉の原料食肉証明書（別紙様式3-2）の発行については、あらかじめ家畜保健衛生所から発行された確認書（シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱別紙様式4）の添付が必要であることに留意すること。なお、電子メールによる申請を行う場合にあつては、別添2によるものとする。

② 依頼を受けた者は、牛肉にあつては別紙様式4-1、豚肉にあつては別紙様式4-2により、当該食肉を製造する認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等に対して、原料食肉証明書の発行を依頼すること。

③ 食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の出荷時に牛肉にあつては別紙様式3-1、豚肉にあつては別紙様式3-2により、原料食肉証明書を発行する。当該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等に保管すること。

④ 申請者は、交付された原料食肉証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

イ 輸入した食肉を使用してシンガポール向け食肉製品を製造する場合は、次項の手続において使用するため、輸入時に、外国の政府機関が発行した当該原料食肉に対する衛生証明書の原本及び輸入検疫証明書を複写し、保管すること。

② 衛生証明書の発行

ア シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、別紙様式5による衛生証明書発行申請書に以下に掲げるいずれかの書類を添付して、認定施設を管轄する保健所宛て提出すること。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

(ア) 日本国内で処理された食肉を原料として使用している場合

原料食肉証明書（別紙様式3-1、別紙様式3-2又は別紙様式3-3）

(イ) 輸入した食肉を使用している場合

外国の政府機関が発行した衛生証明書の判読可能な複写

イ 保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、牛肉製品にあっては別紙様式6-1、豚肉製品にあっては別紙様式6-2、家きん肉製品にあっては別紙様式6-3による衛生証明書を申請者に発行すること。ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない営業者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。輸入した食肉を使用している場合は、申請者から提出された外国の政府機関が発行した衛生証明書の判読可能な複写に基づき、衛生証明書に記載する証明事項の真偽について審査して差し支えない。証明所発行保健所は、輸入原料食肉の仮証明（申請者から提出された外国の政府機関が発行した衛生証明書の判読可

(新設)

(新設)

⑤ シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、原料食肉証明書及び輸出しようとする製品に使用された原料食肉と原料食肉証明書に対応する食肉が相違ないことを示す資料を添付し、別紙様式5による衛生証明書発行申請書を、認定施設を管轄する保健所宛て提出する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

(新設)

(新設)

⑥ 保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、牛肉製品にあっては別紙様式6-1、豚肉製品にあっては別紙様式6-2による衛生証明書（本要綱において「衛生証明書」という。）を申請者に発行すること。ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない営業者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。

能な複写に、証明書発行保健所が確認印を押印したものをいう。本要綱において同じ。）を、衛生証明書と併せて申請者に交付すること。

ウ 証明書発行保健所は、衛生証明書の原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の複写を保管すること。なお、輸入原料食肉の仮証明についても、複写を保管すること。

エ 申請者は、交付された衛生証明書に対応する食肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書及び輸入した食肉を使用している場合は、輸入原料食肉の仮証明を返納すること。

(2) シンガポール向け輸出食肉製品の輸出検疫証明書の交付手続

① 動物検疫所への輸出検査の申請

シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、牛肉製品にあつては別紙様式7-1、豚肉製品にあつては別紙様式7-2、家きん肉製品にあつては別紙様式7-3の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第52条に規定する輸出検査申請書に衛生証明書の複写及び輸入した食肉を使用している製品を輸出する場合は、輸入原料食肉の仮証明及び輸入検疫証明書の複写を添えて輸出検査を申請すること。

② 輸出検疫証明書の交付

ア 動物検疫所は、シンガポール向けに輸出が可能なものであることが確認できた食肉製品に対して、別紙様式7-1、別紙様式7-2又は別紙様式7-3により輸出検疫証明書を交付すること。輸入した食肉を使用している製品を輸出する場合は、輸入原料食肉衛生証明書（提出された輸入原料食肉の仮証明に、動物検疫所が、輸入時の原本と相違ないことを確認の上、確認印を押印したものをいう。本要綱において同じ。）を、輸出検疫証明書とともに交付すること。

⑦ 衛生証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを証明書発行保健所に保管すること。

⑧ 申請者は、交付された衛生証明書に対応する食肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

(2) 輸出検疫証明書の発行

① 動物検疫所への輸出検査の申請

シンガポールに食肉製品を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、牛肉製品にあつては別紙様式7-1、豚肉製品にあつては別紙様式7-2の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第52条に定める輸出検査申請書に衛生証明書の複写を添えて、輸出検査を申請すること。

② 輸出検疫証明書の交付

ア 動物検疫所は、家畜伝染病予防法第45条に基づく輸出検査の結果、シンガポール向けに輸出が可能なものであることが確認できた食肉製品に対して、輸出検疫証明書（別紙様式7-1又は別紙様式7-2）を交付すること。

イ 動物検疫所は、輸出検疫証明書の原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。なお、輸入原料食肉衛生証明書については、複写を保管すること。

ウ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応するシンガポール向け輸出食肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書及び輸入した食肉を使用している場合は、輸入原料食肉衛生証明書を動物検疫所に返納すること。

(削る)

(3) 食肉製品の輸出

申請者は、シンガポール向け輸出食肉製品の輸出に当たり、衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を添付して輸出すること。輸入した食肉を使用した製品については、輸入原料食肉衛生証明書も添付して輸出すること。

(4) 都道府県知事等による認定施設の定期的な確認

都道府県知事等は、認定施設について、食品衛生監視員を施設の状況に応じて定期的に派遣し、以下の事項に留意の上、監視、検査等を実施すること。なお、食品衛生監視員の監視、検査等が拒否された場合、厚生労働省は速やかに認定を取り消すものとする。

ア 監視項目

食品衛生監視員は、認定施設において、3 (3) から (5) までに掲げる事項が適正に実施されていることの確認を、6 か月に1回以上行うこと。

イ (略)

(5) 厚生労働省による認定施設の定期的な確認等

イ 輸出検疫証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。

ウ 申請者は、シンガポール向け輸出食肉製品の輸出に当たり衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を当該シンガポール向け輸出食肉製品に付して輸出するものとする。

エ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応するシンガポール向け輸出食肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書を交付機関に返納すること。

(新設)

(3) 都道府県知事等による認定施設の定期的な確認

都道府県知事等は、認定施設について、食品衛生監視員を施設の状況に応じて定期的に派遣し、以下の事項に留意の上、監視、検査等を実施すること。なお、食品衛生監視員の監視、検査等が拒否された場合、厚生労働省は速やかに認定を取り消すものとする。

ア 監視項目

食品衛生監視員は、認定施設において、前記3 (3) に掲げる事項が適正に実施されていることの確認を、6 か月に1回以上行うこと。

イ (略)

(4) 厚生労働省による認定施設の定期的な確認等

厚生労働省は、地方厚生局の担当官を年1回以上認定施設に派遣し、査察等を実施すること。

ア 査察内容

担当官は、認定施設において、3(3)から(5)まで並びに5(1)及び(4)の要件が遵守されていることの確認を行うこと。
また、その査察結果を厚生労働省宛てに報告すること。

イ 査察結果等の報告

地方厚生局は、(4)のイに基づき報告された食品衛生監視員の監視結果等及び担当官の査察結果について、1年に1回、厚生労働省宛てに報告すること。

ウ 措置

厚生労働省は、地方厚生局長等の報告を受け、当該認定施設において、3(3)から(5)まで並びに5(1)及び(4)に掲げる事項が適正に実施されていないと判断した場合は、必要に応じて以下の措置を採るとともに、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知すること。

(ア)～(エ) (略)

(6) 輸出製品の変更の申請等

① 輸出食肉製品の追加及び変更

ア 営業者は、既に申請した製品と異なる製品をシンガポールへ輸出しようとする場合、別紙様式13-1及び別紙様式16によりあらかじめ、都道府県知事等に次に掲げる関係資料を添付して申請書を提出すること。申請書を受けた都道府県知事等は、内容を確認し、変更にし支えない場合には、当該申請書類を厚生労働省宛てに提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局宛て提出すること。

(ア)～(エ) (略)

イ 厚生労働省は、提出された申請書類について審査を行い、当該申請が本要綱の要件を満たしているとは認められた場合には、

厚生労働省は、地方厚生局の担当官を年1回以上認定施設に派遣し、査察等を実施すること。

ア 査察内容

担当官は、認定施設において、3(3)及び5(1)の要件が遵守されていることの確認を行うこと。また、その査察結果を厚生労働省あてに報告すること。

イ 査察結果等の報告

地方厚生局は、(3)のイに基づき報告された食品衛生監視員の監視結果等及び担当官の査察結果について、1年に1回、厚生労働省あてに報告すること。

ウ 措置

厚生労働省は、地方厚生局長等の報告を受け、当該認定施設において、前記3(3)及び5(1)に掲げる事項が適正に実施されていないと判断した場合は、必要に応じて以下の措置を採るとともに、都道府県知事等に対し、その旨を文書により通知すること。

(ア)～(エ) (略)

(5) 輸出製品の変更の申請

(新設)

ア 営業者は、既に申請した製品と異なる製品をシンガポールへ輸出しようとする場合、別紙様式13によりあらかじめ、都道府県知事等に次に掲げる関係資料を添付して申請書を提出すること。申請書を受けた都道府県知事等は、内容を確認し、変更にし支えない場合には、当該申請書類を厚生労働省あてに提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局あて提出すること。

(ア)～(エ) (略)

イ 厚生労働省は、アにより提出された申請書類について審査を行い、当該申請が本要綱の要件を満たしているとは認められた場合に

その旨を SFA 宛て通知すること。また、厚生労働省は、SFA のホームページに当該認定施設の輸出可能品目に変更されたことを確認次第、都道府県知事等を通じて、営業者にその旨通知すること。

② 輸出食肉製品の取下げ

ア 営業者は、シンガポール向け輸出食肉製品として申請した製品を製造しなくなった場合は、別紙様式 13-2 及び別紙様式 16 により都道府県知事等を通じて厚生労働省及び地方厚生局宛て輸出食肉製品の取下げの届出を行うこと。

イ 厚生労働省は届出の受理後、その旨を SFA 宛て通知すること。

(7) その他の変更及び認定の取下げの届出

① 変更の届出

ア 施設の変更の届出

営業者は上記 (6) 以外の 4 の (1) の申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、別紙様式 14 により都道府県等を経由して当該変更の内容及び年月日を厚生労働省宛て届出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

イ 監視体制等の変更の届出

都道府県等は 4 の (2) の監視体制等を変更しようとするときは、別紙様式 15 によりあらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省宛て届出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

② 認定の取下げ届

ア 都道府県知事等は別紙様式 14 により営業者から認定の取下げの届出があった場合は、厚生労働省宛て提出し、併せて、当該取下げ届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

イ 厚生労働省は、アにより提出された書類を受理後、速やかに当該施設の認定の取下げを SFA 宛て通知すること。

は、その旨を SFA 宛て通知する。また、厚生労働省は、SFA のホームページに当該認定施設の輸出可能品目に変更されたことを確認次第、都道府県知事等を通じて、営業者にその旨通知すること。

(新設)

(6) 変更及び認定の取下げの届出

ア 変更の届出

(新設)

(ア) 営業者は上記 (5) 以外の 4 の (1) の申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、別紙様式 14 により都道府県等を経由して当該変更の内容及び年月日を厚生労働省宛て提出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

(新設)

(イ) 都道府県等は 4 の (2) の監視体制等を変更しようとするときは、別紙様式 15 によりあらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省宛て提出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

イ 認定の取下げ届

(ア) 都道府県知事等は別紙様式 14 により営業者から認定の取下げの届出があった場合は、厚生労働省宛て提出し、併せて、当該取下げ届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

(イ) 厚生労働省は、(ア)により提出された書類を受理後、速やかに当該施設の認定の取下げを SFA 宛て通知すること。

別紙様式 1 施設認定申請書様式

(略)

シンガポール向け輸出食肉製品取扱施設認定申請書

(略)

1・2 (略)

3 添付書類

(1) 製品に関する資料等

ア～オ (略)

カ 区分管理の手順書 (シンガポール向けの製品に使用できない食肉や食品添加物を使用した製品を製造する場合における各製造工程の区分管理方法等)

キ (略)

ク 消毒剤等管理マニュアル及び消毒剤等のリスト

(削る)

(2) 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) に基づく処分事例がある場合は当該事例に関する資料 (過去 3 年分)

別紙様式 2～3-2 (略)

別紙様式 3-3 食肉衛生検査所等による証明書様式 (家きん肉)

証明書番号 :

証 明 日 :

〇〇〇 (申請者) 殿

別紙様式 1 施設認定申請書様式

(略)

シンガポール向け輸出食肉製品取扱施設認定申請書

(略)

1・2 (略)

3 添付書類

(1) 製品に関する資料等

ア～オ (略)

カ 区分管理の手順書 (認定と畜場等の原料牛肉とそれ以外の施設からの原料の区別方法等)

キ (略)

(新設)

(2) 消毒剤等のリスト

(3) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) に基づく処分事例がある場合は当該事例に関する資料 (過去 3 年分)

別紙様式 2～3-2 (略)

(新設)

シンガポール向け輸出食肉製品の原料となる家きん肉に関する証明書

<u>畜種、製品名</u>	
<u>包装数、箱数、正味重量</u>	
<u>食鳥処理場名、所在地、認定番号</u>	
<u>食肉処理場名、所在地、認定番号</u>	
<u>と畜日</u>	
<u>カット日</u>	
<u>(その他ロット番号等、本証明書の対象範囲を特定する情報)</u>	

本書類をもって申告する家きん肉は、シンガポールへ輸出することが可能な家きん肉であること*を証明します。

署名 :

氏名 :

食肉衛生検査所又は保健所名及び役職 :

都道府県等 :

*「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」別紙様式 3-1 に定める食肉衛生証明書を発行することができる家きん肉であること。

別紙様式 4-1・4-2 (略)

別紙様式 4-1・4-2 (略)

別紙様式 4-3 検査申請書様式 (家きん肉)

年 月 日

都道府県知事

保健所設置市長 殿

申請者 住所

氏名 _____ 印

法人にあつてはその名称、所在地、及び

代表者氏名

食 鳥 検 査 申 請 書

シンガポール向け輸出食肉製品の原料となる家きん肉につき、検査を受けたいので下記のとおり申請いたします。

記

1 農場名：

2 農場所在地：

3 出荷する家きんの品種：

4 処理数：

別紙様式 5 衛生証明書発行申請書様式

(略)

シンガポール向け輸出食肉製品衛生証明書の発行申請書

(略)

(1) ~ (9) (略)

(10) と畜場又は食鳥処理場の名称、住所及び認定施設番号

(新設)

別紙様式 5 衛生証明書発行申請書様式

(略)

シンガポール向け輸出食肉製品衛生証明書の発行申請書

(略)

(1) ~ (9) (略)

(10) と畜場の名称、住所及び認定施設番号

(11)・(12) (略)

(添付書類)

(1) 原料食肉がシンガポールの衛生要件を満たしていることを証明する書類

ア 日本国内で製造された原料食肉を使用する場合は、原料食肉証明書(牛肉にあつては別紙様式3-1、豚肉にあつては別紙様式3-2、家きん肉にあつては別紙様式3-3)

イ 輸入した食肉を使用する場合は、輸出国政府機関が発行した当該食肉に対する衛生証明書の原本の判読可能な複写*

(2) (略)

※当該食肉の輸入時に複写し保管しておくこと(要綱5(1)①イを参照)

別紙様式6-1 衛生証明書様式(牛肉製品)

(略)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
PROCESSED BEEF PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

(略)

I hereby certify that:

1) The meat which is the raw material of the beef products is derived from cattle that were born, raised and slaughtered in Japan.

OR

1) The beef products have been prepared from beef which originated from establishments in the third countries/regions authorized by the Singapore Food Agency (SFA) and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting to Singapore.

2)~4) (略)

5) The meat which is the raw material of the beef products is derived from cattle which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision and were found free from contagious, infectious and parasitic disease at time of slaughter. Ante-

(11)・(12) (略)

(添付書類)

(1) 原料の食肉を処理したと畜場・食肉処理場を所管する食肉衛生検査所が発行した原料食肉証明書

(新設)

(新設)

(2) (略)

(新設)

別紙様式6-1 衛生証明書様式(牛肉製品)

(略)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
PROCESSED BEEF PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

(略)

I hereby certify that:

1) The meat which is the raw material of the beef products is derived from cattle that were born, raised and slaughtered in Japan.

(新設)

(新設)

2)~4) (略)

5) The meat which is the raw material of the beef products is derived from cattle which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision and were found free from contagious, infectious and parasitic disease at time of slaughter. Ante-mortem

mortem and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians.

OR

5) The meat which is the raw material of the beef products is imported from the slaughtering and/or cutting establishment(s) in the third countries/regions authorized by SFA, Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.

6) ~12) (略)

(略)

別紙様式 6 - 2 衛生証明書様式 (豚肉製品)

(略)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
PROCESSED PORK PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

(略)

I hereby certify that:

1) The meat which is the raw material of the pork products is derived from pigs which were born, raised and slaughtered in Japan and which have not been swill-fed.

OR

1) The pork products have been prepared from pork which originated from establishments in the third countries/regions authorized by the Singapore Food Agency (SFA) and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting to Singapore.

(削る)

and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians.

(新設)

(新設)

6) ~12) (略)

(略)

別紙様式 6 - 2 衛生証明書様式 (豚肉製品)

(略)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
PROCESSED PORK PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

(略)

I hereby certify that:

1) The meat which is the raw material of the pork products is derived from pigs that were born, raised and slaughtered in Japan

(新設)

(新設)

2) The meat which is the raw material of the pork products has not been derived from animals which have been swill-fed.

2) The meat which is the raw material of the pork products is derived from animals which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision and were found to be free from any signs suggestive of ASF, CSF or other contagious, infectious and parasitic diseases including Trichinosis at time of slaughter. Ante-mortem and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians.

3) The meat which is the raw material of the pork products is derived from animals which were slaughtered, processed, packed and stored hygienically at the above-mentioned establishment(s) certified by the Ministry of Health, Labour and Welfare in Japan (MHLW) and accredited for the import of pork by SFA, Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.

OR

3) The meat which is the raw material of the pork products is imported from the slaughtering and/or cutting establishment(s) in the third countries/regions authorized by SFA, Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.

4) ~7) (略)

(略)

別紙様式 6 - 3 衛生証明書様式 (家きん肉製品)

STANDARD FORM AUTHORIZED

BY THE MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE OF JAPAN

3) The meat which is the raw material of the pork products is derived from animals which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision and were found free from contagious, infectious and parasitic diseases including Trichinosis at time of slaughter. Ante-mortem and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians

4) The meat which is the raw material of the pork products is derived from animals which were slaughtered, processed, packed and stored hygienically at the above-mentioned establishment(s) certified by the Ministry of Health, Labour and Welfare in Japan (MHLW) and accredited for the import of pork by SFA, Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.

(新設)

(新設)

5) ~8) (略)

(略)

(新設)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
PROCESSED POULTRY PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

No. :

DATE :

(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

<u>(Species of origin)</u>	<u>(Name of products)</u>	
<u>(Number of packages)</u>	<u>(Net weight of consignment with unit of measurement)</u>	<u>(Shipping marks)</u>
<u>(Consignor)</u>	<u>(Consignor address)</u>	
<u>(Consignee)</u>	<u>(Destination)</u>	

II. Origin of products

<u>(Name)</u>	<u>(Est. No.)</u>	<u>(Address)</u>
<u>(Slaughterhouse)</u>		
<u>(Cutting plant)</u>		
<u>(Processing plant)</u>		

Date of production:

Type of packaging:

I hereby certify that:

1) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals that were born, raised and slaughtered in Japan.

OR

- 1) The poultry products have been prepared from poultry which originated from establishments in the third countries/regions authorized by the Singapore Food Agency (SFA) and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting to Singapore.
- 2) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals which passed ante-mortem and post-mortem inspections under veterinary supervision and were found free from contagious, infectious and parasitic diseases at time of slaughter. Ante-mortem and post-mortem inspections have been carried out by veterinarians or meat inspectors under direct supervision of government veterinarians.
- 3) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals which were slaughtered, processed, packed and stored hygienically at above-mentioned establishment(s) approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.

OR

- 3) The meat which is the raw material of the poultry products is imported from the slaughtering and/or cutting establishment(s) in the third countries/regions authorized by SFA, Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.
- 4) The poultry products have been prepared in an establishment approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore. The establishment is audited regularly by the Ministry of Health, Labour and Welfare in Japan (MHLW) for compliance with sanitary standards based on Food Sanitation Act in Japan and conditions for export to Singapore.

OR

[only for CANNED/RETORT products]

- 4) The poultry products have been prepared in an establishment certified by MHLW and accredited for the import of poultry products by SFA. The establishment is audited regularly by MHLW for compliance with sanitary standards based on Food Sanitation Act in Japan and conditions for export to Singapore.
- 5) The poultry products have not been treated with chemical preservatives or other foreign substances that could be harmful to human health.
- 6) The poultry products were packed under hygienic conditions and every precaution has been taken to prevent contamination prior to export.
- 7) Retort processed poultry products (e.g. canned meat) have been heat treated (sterilizing process with sterilizing value of not less than Fo3) to commercial sterility in hermetically sealed containers and are shelf stable at ambient temperatures.

Name of inspector:

Official title:

Signature:

(Name of prefecture or city):

別紙様式 7 - 1 輸出検疫証明書 (牛肉製品)
(略)

別紙様式 7 - 1 輸出検疫証明書 (牛肉製品)
(略)

Attached export quarantine certificate for beef and beef products
to be exported to Singapore from Japan

(略)

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

1.・2. (略)

3. The beef and beef products were obtained from cattle which were
born and raised in Japan since birth.

OR;

The beef products have been prepared from beef which originated
from establishments in the third countries/regions authorized by
the Singapore Food Agency (SFA), and are not suspended or
subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting
to Singapore.

4. (略)

(略)

別紙様式 7 - 2 輸出検疫証明書 (豚肉製品)

(略)

Attached export quarantine certificate for frozen pork and pork
products to be exported to Singapore from Japan

(略)

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

1. African Swine Fever (ASF) and Classical Swine Fever (CSF) are

Attached export quarantine certificate for beef and beef products
to be exported to Singapore from Japan

(略)

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

1.・2. (略)

3. The beef and beef products were obtained from cattle which were
born and raised in Japan since birth.

(新設)

(新設)

4. (略)

(略)

別紙様式 7 - 2 輸出検疫証明書 (豚肉製品)

(略)

Attached export quarantine certificate for frozen pork and pork
products to be exported to Singapore from Japan

(略)

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

(新設)

notifiable diseases in Japan.

2. Japan has been free from Foot-and-Mouth Disease (FMD) without vaccination and African Swine Fever (ASF) for three months immediately prior to the date of slaughter of the animals and the date of export. The FMD status without vaccination is officially recognized by the OIE.

OR;

The products have been processed by heat treatment that is sufficient for inactivation of FMD and ASF virus in accordance with OIE guidelines.

3. Japan has been free from Classical Swine Fever (CSF) for three months immediately prior to the date of slaughter of the animals and the date of export.

(略)

4. The products were obtained from pigs which were born and raised in Japan since birth and which have not been swill-fed.

OR;

The pork products have been prepared from pork which originated from establishments in the third countries/areas authorized by the Singapore Food Agency (SFA) and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting to Singapore.

5. (略)

(略)

別紙様式 7 - 3 輸出検疫証明書 (家きん肉製品)

1. Japan has been free from Foot-and-Mouth Disease (FMD) without vaccination, African Swine Fever (ASF), Swine Vesicular Disease for six months immediately prior to the date of slaughter of the animals and the date of export. The FMD status without vaccination is officially recognized by the OIE.

OR;

The frozen pork and pork products have been processed by heat treatment that is sufficient for inactivation of FMD and ASF virus in accordance with OIE guidelines.

2. Japan has been free from Classical Swine Fever (CSF) for six months immediately prior to the date of slaughter of the animals and the date of export.

(略)

3. The products were obtained from pigs which were born and raised in Japan since birth and which have not been swill-fed.

4. (略)

(略)

(新設)

日本国農林水産省
輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate NO.

申請者住所
Name of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり数 Weight, Nos. of package or containers	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or package	
荷送人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏名
(Signature)

印
(Seal)

Attached export quarantine certificate for
frozen poultry meat and poultry products
to be exported to Singapore from Japan

No. _____

I, the undersigned official veterinarian, certify that;

1. Highly pathogenic avian influenza (HPAI) and H5 and H7 low pathogenicity avian influenza (LPAI) are notifiable diseases in Japan.
2. Japan has been free from HPAI and LPAI of the H5 and H7 subtypes for the past three months prior to export.
OR;
 The frozen poultry meat and poultry products are not derived from birds originating from XXXX prefecture.
OR;
 The poultry products have been subjected to heat treatment that is sufficient for inactivation of Avian Influenza virus in accordance with OIE guidelines.
3. Japan is not practicing AI vaccination to control the disease.
4. The frozen poultry meat and poultry products were derived from animals which were born and raised in Japan since birth.

OR;

The poultry products have been prepared from poultry which originated from establishments in the third countries/regions authorized by the Singapore Food Agency (SFA), and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting to Singapore.

5. The frozen poultry meat and poultry products have been inspected by Officials from the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF).

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and
Fisheries
Japanese Government

Animal Quarantine Officer

OFFICIAL STAMP

Signature: _____

別紙様式 8～12 (略)

別紙様式 13-1 輸出製品の変更申請書
(略)

シンガポール向け輸出食肉製品取扱施設の輸出製品の
（ 変更
・
追加 ） 申請書

(略)

1～4 (略)

別紙様式 8～12 (略)

別紙様式 13 輸出製品の変更申請書
(略)

シンガポール向け輸出食肉製品取扱施設の輸出製品の
（ 変 更
・
追 加
取 下 げ ） 申請書

(略)

1～4 (略)

5 変更・追加理由

6 (略)

別紙様式 13-2 輸出製品の取下げ届出

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所

氏名 _____ 印

法人にあってはその名称、所在地及び

代表者氏名

シンガポール向け輸出食肉製品取扱施設の輸出製品の取下げに係る届出

「シンガポール向け輸出食肉製品の取扱要綱」に基づき、下記の認定施設の
輸出製品の取下げについて、届け出ます。

記

1 認定施設の名称及び所在地

2 対象となる輸出製品名

3 取下げ理由

4 取下げ年月日

別紙様式 14・15 (略)

別紙様式 16 Notification of change from Establishment (Processed Meat
Product)

5 変更・追加・取下げ理由

6 (略)

(新設)

別紙様式 14・15 (略)

(新設)

Before**PARTICULARS OF ESTABLISHMENT**

(1) Name of Establishment		
(2) Establishment Number		
(3) Address of Establishment		
Unit No.		
Street Name		
Post Code		
District/City		
State/Province		
(4) Products Intended for Export to Singapore		
Product name	Species	State (Chilled/Frozen/Retort)

After**PARTICULARS OF ESTABLISHMENT**

(1) Name of Establishment		
(2) Establishment Number		
(3) Address of Establishment		
Unit No.		
Street Name		
Post Code		
District/City		
State/Province		
(4) Products Intended for Export to Singapore		

<u>Product name</u>	<u>Species</u>	<u>State (Chilled/Frozen/Retort)</u>

※英語で変更箇所が分かるように記載すること。

別添1 施設の衛生管理等に関するシンガポール向け追加基準

第1 (略)

第2 食肉製品の個別基準

- 1 シンガポール向け輸出食肉製品の製造に用いるすべての原料肉は、牛肉、豚肉及び家きん肉に限り、他の畜種の食肉を混合しないこと。また、本文3 (4)を満たす食肉のみを使用すること。

2～3 (略)

第3 表示基準

1 (略)

2 外装の表示は、以下の内容を英語で表示すること。

(1)～(5) (略)

(6) 原料食肉のと畜場又は食鳥処理場等の名称及び認定番号

(7) 原料食肉のとさつ日 (とさつ日が複数日にまたがり、全て記載が困難な場合は、それらのとさつ日を記載した別紙を作成し添付すること。)

(8)・(9) (略)

第4 (略)

別添2 (略)

別添1 施設の衛生管理等に関するシンガポール向け追加基準

第1 (略)

第2 食肉製品の個別基準

- 1 食肉製品の製造に用いるすべての原料肉は、牛肉及び豚肉に限り、他の畜種の食肉を混合しないこと。また、食肉製品の原料として使用される食肉は、認定と畜場等で製造された食肉のみとすること。

2～3 (略)

第3 表示基準

1 (略)

2 外装の表示は、以下の内容を英語で表示すること。

(1)～(5) (略)

(6) 原料食肉のと畜場等の名称及び認定番号

(7) 原料食肉のと畜日 (と畜が複数日にまたがり、全て記載が困難な場合は、それらのと畜日を記載した別紙を作成し添付すること。)

(8)・(9) (略)

第4 (略)

別添2 (略)